

伊勢原市実費徴収に係る補足給付支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条第3号の規定に基づき、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者が負担する実費に係る費用に対する補助（以下「補足給付」という。）について、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号。以下「規則」という。）に規定するものほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教育・保育給付認定保護者 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。
- (2) 施設等利用給付認定保護者 法第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。
- (3) 特定教育・保育 法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。
- (4) 特別利用保育 法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。
- (5) 特別利用教育 法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育をいう。
- (6) 特定地域型保育 法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。
- (7) 特例保育 法第30条第1項第4号に規定する特例保育をいう。
- (8) 幼稚園 法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等のうち私立幼稚園をいう。

(対象者)

第3条 補足給付の対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子ども（以下「教育・保育給付認定子ども」という。）が特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育（以下「特定教育・保育等」という。）を受けた場合において、当該教育・保育給付認定保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用その他これらに類する費用の支払いに困窮する者のうち、次のいずれかに該当する者
 - ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯である教育・保育給付認定保護者
 - イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付世帯である教育・保育給付認定保護者

- ウ その他市長がこれらに準じると認定した教育・保育給付認定保護者
- (2) 幼稚園を利用する施設等利用給付認定保護者のうち、次のア若しくはイに該当する者又はウに該当する施設等利用給付認定子どもがいる者
- ア 施設等利用給付認定保護者及び当該施設等利用給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。）が77,101円未満である者
- イ 令第15条の3第2項に規定する市町村民税を課されないものに準ずる者
- ウ 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子ども又は小学校第3学年終了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。）が同一世帯に3人以上いる場合の負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

（補足給付の対象経費等）

第4条 補足給付の対象は別表の対象経費のとおりとし、補足給付の額は、同表の補助基準額（限度額）と対象となる実費徴収額とを比較して、いずれか少ない方の額とする。

（申請）

第5条 補足給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 第3条第1号に該当する者 伊勢原市実費徴収に係る補足給付支給申請書（教材費等償還払い用）（第1号様式）、教育・保育給付認定子どもが利用している施設の実費徴収額証明書（第2号様式）及び第3条第1号に定める要件を証明する書類
- (2) 第3条第2号に該当する者 伊勢原市実費徴収に係る補足給付支給申請書（副食費償還払い用）（第3号様式）

（支給決定）

第6条 市長は、前条の規定により申請を受けたときは、その内容を審査し、補足給付の支給の適否を決定し、伊勢原市実費徴収に係る補足給付支給決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（請求）

第7条 補足給付の支給決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）は、

伊勢原市実費徴収に係る補足給付支給請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（補足給付の期間）

第8条 補足給付を受給できる期間は、年度を単位とし、第3条に掲げる要件に該当する期間とする。ただし、年度途中に同条に規定する受給資格を喪失した場合は、この限りでない。

（返還）

第9条 市長は、支給決定者が偽りその他不正な手段により補足給付を受けたときは、決定を取り消し、又は既に支給した補足給付の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

（届出）

第10条 支給決定者は、補足給付の申請に係る事項に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和元年12月27日告示第68号）

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

（伊勢原市特定教育・保育等施設の実費徴収に係る補足給付支給要綱の廃止）

2 伊勢原市特定教育・保育等施設の実費徴収に係る補足給付支給要綱（平成27年4月1日施行。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 この告示による廃止前の旧要綱は、令和元年10月1日以降は適用しない。

4 この告示の規定は、令和元年10月1日以後の月分に係る補足給付について適用し、同年9月以前の月分に係る補足給付については、なお旧要綱によるものとする。

附 則（令和5年12月22日告示第169号）

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の別表の規定は、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和7年2月20日告示第13号）

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の別表の規定は、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和7年7月29日告示第153号）

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第4条関係）

経費名	対象経費	補助基準額（限度額）
実費徴収に 係る補足給 付	実費徴収に係る補足給付 を行う事業の実施につい て（令和6年4月23日 こ成保第256号こども 家庭庁成育局長、6文科 初第277号文部科学省 初等中等教育局長通知） 別紙実費徴収に係る補足 給付事業実施要綱4（1） ②ii及び4（2）②ii対象 となる実費徴収額の範囲 に規定する経費	子ども・子育て支援交付金の 交付について（令和5年9月 7日こ成事第481号こども 家庭庁長官通知）別紙子ども ・子育て支援交付金交付要綱 の別紙に定める実費徴収に係 る補足給付を行う事業の基準 額

申請日 年 月 日

伊勢原市実費徴収に係る補足給付支給申請書(教材費等償還払い用)

伊勢原市長 殿

【申請に当たって同意していただく事項】

1. 補足給付申請に当たり提出した書類の内容について、関係所管及び関係施設等に確認すること。
2. 申請内容や同意して得た情報を補足給付受給資格審査、補足給付額の算定、その他の附帯業務のために伊勢原市が利用すること。
3. 要綱に規定する内容を遵守すること。

以上のこととに同意し、伊勢原市実費徴収に係る補足給付支給要綱に基づき、以下のとおり申請します。

申請者	フリガナ		支給対象児童との続柄	現住所	〒	—	
	氏名				()	携帯	()
支給対象児童	フリガナ		申請者と異なる場合のみ記載	現住所	〒	—	
	氏名				()	利用施設名	
	生年月日	年 月 日			()		

申請理由	該当する理由の番号を○印で囲み、その事項を証明する書類の写しを添付してください。					
	1 生活保護法による保護受給					
	2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の受給					
	3 その他、これらに準じる世帯の状況					

支給申請額		円						
対象月	実費徴収額		補助申請額	対象月	実費徴収額		補助申請額	支給申請額 左記cの合計
	施設から証明してもらった金額 a	補助上限額 b	aとbを比べて低い金額 c		施設から証明してもらった金額 a	補助上限額 b	aとbを比べて低い金額 c	
4月	円 2,700 円		円	10月	円 2,700 円		円	円
5月	円 2,700 円		円	11月	円 2,700 円		円	
6月	円 2,700 円		円	12月	円 2,700 円		円	
7月	円 2,700 円		円	1月	円 2,700 円		円	
8月	円 2,700 円		円	2月	円 2,700 円		円	
9月	円 2,700 円		円	3月	円 2,700 円		円	

※実費徴収額証明書を添付してください。

注意事項	・記載項目は全て保護者が記入してください。
	・「申請理由を証明する書類の写し」と「実費徴収額証明書」を添付し、所定の期日までに市に提出してください。

第2号様式（第5条関係）

実費徴収額証明書

年 月 日

伊勢原市長 殿

所在地

施設名

施設長名

印

当施設の実費徴収額を次のとおり証明します。

支給対象児童名			
対象月	補足給付の種類	項目	徴収額（合計）
4月	実費徴収額		円
5月	実費徴収額		円
6月	実費徴収額		円
7月	実費徴収額		円
8月	実費徴収額		円
9月	実費徴収額		円
10月	実費徴収額		円
11月	実費徴収額		円
12月	実費徴収額		円
1月	実費徴収額		円
2月	実費徴収額		円
3月	実費徴収額		円
合計			円

※ 項目に品目や行事等の具体的な徴収項目と金額を記入してください。

※ 項目欄に全て記入できない場合は、項目ごとの徴収額が分かる書類を添付してください。

申請日 年月日

伊勢原市実費徴収に係る補足給付支給申請書(副食費償還払い用)

伊勢原市長 殿

【申請に当たって同意していただく事項】

1. 決定に当たって必要な範囲内で、申請者の税務情報等の公簿、通園先が有する学齢簿、徴収金台帳等を伊勢原市が閲覧及び調査すること。
2. 申請内容や同意して得た情報を補足給付受給資格審査、補足給付額の算定、その他の附帯業務のために伊勢原市が利用すること。
3. 要綱に規定する内容を遵守すること。

以上のことにも同意し、伊勢原市実費徴収に係る補足給付支給要綱に基づき、以下のとおり申請します。

申請者	フリガナ	支給対象児童との続柄		現住所	〒 一
	氏名			現住所が市外の場合の 伊勢原市在住時の住所	〒 一 伊勢原市
	連絡先(電話番号)	自宅	()	携帯	()
支給対象児童	フリガナ	申請者と異なる場合のみ記載	現住所	〒 一	利用施設名
	氏名				
	生年月日	年 月 日			
申請日の前年1月1日現在の住所※	父	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ		母	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ
申請日の前々年1月1日現在の住所※	父	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ		母	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ

※前年1月1日時点の住所が伊勢原市外で、記入した住所地の市町村で発行される前年1月1日を基準日とする市町村民税所得割額がわかる証明書（課税証明書など）の添付が必要とご案内に記載されている方は添付をしてください。

同居者を全員記入してください。

支給対象児童の保護者及び同居者	フリガナ	支給対象児童との続柄	生年月日		就労・通学・通園先又は単身赴任先
	氏名		年	月	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					

(裏面有り)

支給申請額		円 (年 月分～ 年 月分)							
対象月	実費徴収額			対象月	実費徴収額			左記cの合計	
	給食費 a	うち副食材料費 b	bの額と4,900円 少ない額 c		給食費 a	うち副食材料費 b	bの額と4,900円 少ない額 c		
4月	円	円	円	10月	円	円	円	円	円
5月	円	円	円	11月	円	円	円	円	円
6月	円	円	円	12月	円	円	円	円	円
7月	円	円	円	1月	円	円	円	円	円
8月	円	円	円	2月	円	円	円	円	円
9月	円	円	円	3月	円	円	円	円	円

※対象となる児童が複数いる場合は、児童ごとに作成してください。

※実費徴収額(副食材料費がわかるもの)に係る領収証を添付してください。

注意事項

- ・記載項目は全て保護者が記入してください。
- ・「領収証」(副食材料費が分かるもの)を添付し、所定の期日までに市に提出してください。

第4号様式（第6条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号
年 月 日

様

伊勢原市長

印

伊勢原市実費徴収に係る補足給付支給決定通知書

年 月 日付けで申請のありました伊勢原市実費徴収に係る補足給付については、伊勢原市補助金等の交付規則第6条の規定に基づいて、次のとおり決定しましたので通知します。

支給対象児童名	
生年月日	
利用施設名	
決定区分	<input type="checkbox"/> 補足給付費を支給します <input type="checkbox"/> 補足給付費を支給しません
支給決定額	
支給しない場合 その理由	
開始月と終了月	年 月から 年 月まで
備考	

(事務担当は、)

年 月 日

伊勢原市実費徴収に係る補足給付支給請求書

伊勢原市長 殿

〒

住 所

請求者

氏 名

連絡先

(電話番号)

伊勢原市実費徴収に係る補足給付支給要綱第7条の規定に基づき請求します。

振込口座

金融機関欄	銀行・信用金庫 信用組合・農協							本店・支店 出張所
預金種別	1. 普通 2. 当座							
口座番号	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
口座名義(カタカナ)								
請求者氏名と口座名義が異なる場合は、次の委任欄に記名してください。 次の請求金額の受領に関する一切の権限を口座名義人に委任します。								
(請求者氏名)								

支給対象児童名	
支給決定額	円